秋田県公安委員会告示第64号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第４項の規定に基づき検定申請のあった次の遊技機については、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第４号）第６条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認められるので、同規則第９条第１項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は公示の日から３年間とする。

令和８年９月１日

秋田県公安委員会委員長　遠藤　優子

通知番号	申請者・製造業者	種 類	型　式　名	検定番号
156	株式会社ビスティ 代表取締役　東郷　裕二 東京都渋谷区渋谷三丁目29番14号	ぱちんこ	ｅゴジラ対エヴァンゲリオン３Ｇ	第6P0677号
157	株式会社ＪＦＪ 代表取締役　村上　和繁 大阪府大阪市中央区内本町一丁目１番４号	ぱちんこ	ｅ女神のカフェテラスヒロインｓコレクションＪＧＳ	第610702号
158	株式会社ジェイビー 代表取締役　毒島　壮 東京都渋谷区渋谷三丁目29番14号	ぱちんこ	ｅフィーバー妖怪ウォッチＲ	第610769号
159	株式会社大都技研 代表取締役　木原　海俊 東京都台東区東上野一丁目１番14号	回胴式	Ｌ／Ｖｉｖｙ／Ａ５	第6S0559号